

## 判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

## 審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	9	担当課	農業経済課
法令名	農業協同組合法	根拠条項	50の2-3	許認可等の内容	信用事業の全部又は一部の譲渡等の認可	
<p>1 根拠規定            農業協同組合法第50条の2第3項            前2項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>〔            ・農業協同組合法第50条の2第1項            第10条第1項第3号の事業を行う組合は、総会の決議を経て、その信用事業の全部又は一部を同号の事業を行う他の組合に譲り渡すことができる。            ・農業協同組合法第50条の2第2項            第10条第1項第3号の事業を行う組合は、総会の決議を経て、同号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。〕</p> <p>2 審査基準            ○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第50条第2項            行政庁は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。            (1) 信用事業の全部又は一部の譲渡が、当該信用事業の譲渡を行う組合の地区における組合員（農業協同組合連合会にあっては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）その他の利用者の利便に照らし、適当なものであること。            (2) 信用事業の全部又は一部を譲り受ける組合が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。</p> <p>3 その他            添付書類（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第50条第1項）            (1) 理由書            (2) 信用事業の全部又は一部の譲渡を議決した総会又は総代会の議事録            (3) 信用事業の全部又は一部の譲渡の契約の内容を記載した書面            (4) 法第50条の2第4項において読み替えて準用する法第49条第2項の規定に基づく公告に係る計算書類            (5) 法第50条の2第4項において読み替えて準用する法第49条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により公告を官報のほか法第97条の4第2項ただし書の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は信用事業の譲渡をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面            (6) 信用事業の一部の譲渡を行った後における組合が子会社等を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面            (7) 当該信用事業の譲渡により当該組合の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面            (8) その他参考となるべき事項を記載した書面</p>						